

の策定を義務化。青森、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県は16年に専門家らで構成する協議会を設立して被害の想定を進めていた。

「火山審査見直し不要」

規制庁 市民団体の要請応じず

四国電力伊方原発3号機の運転を期限付きで差し止めた2017年12月の広島高裁の仮処分決定を受け、各地で原発再稼働に反対する八つの市民団体が24日、東京・永田町の参院議員会館で集会を開き、高裁が疑問視した火山審査について原子力規制庁に見直しを求めた。規制庁の担当者は「新しい知見があるとは認識しておらず、見直す必要はない」と応じなかった。

力規制委員会の安全性審査の内規)を厳格に適用し、阿蘇山噴火の危険性に関する規制委の判断を不合理と指摘。伊方3号機の運用期間中、破局的噴火による火砕流が原発に到達する可能性は十分小さいと評価できず、立地は不適とした。

規制庁の担当者は、火山の活動期間や破局的噴火からの経過時間、マグマだまりの状況などから総合的にみて「現在は巨大噴火の直前ではなく、運用期間中に



原子力規制庁の担当者(奥)に原発の火山審査に関する見解を聞く市民団体関係者＝24日午後、東京・永田町

対応不可能な火山事象が発生する可能性は十分に小さい」と説明した。

集会には市民団体関係者約50人が参加。広島高裁へ

の原告人の一人、小倉正さん(56)＝松山市＝は「第三者の裁判所が判断している」と審査の見直しを訴えた。(松本尚也)